

元中国残留孤児・井上鶴嗣さんの再婚した妻の娘 2 家族の

退去強制令書発布処分と在留特別許可不許可処分の取り消しを求める控訴審

福 岡 高 裁 判 決 前 日

井上さん家族を励ます集会

日時:2005年3月6日(日) 18:00~20:00

場所:くまもと県民交流館パレア

内容:弁護団より裁判についての説明

ビデオ放映(裁判所で放映されたもの)

家族を励ますメッセージ

歌など

判決を聞きに来てください！！

日時:2005年3月7日(月)

午後3時半より

福岡高等裁判所5階大法廷

元中国残留孤児の井上鶴嗣さんは「妻の子どもは私の子ども、もう決して離れたくない。」と訴えてこられました。控訴人の娘達夫婦や孫達と、鶴嗣さん家族は、一審で暮らしぶり、それぞれの生い立ちなどを明らかにし、家族の実態があ

ると認められました。

鶴嗣さんは5歳の時、戦争で中国に一人取り残され、血のつながりがなくても大事に育てられ、自らも血のつながりのない子ども達を、我が子として慈しんでこられたのです。今ふるさとの日本で、ようやく家族に囲まれるささやかな幸せをかみしめておられるのです。

控訴審では、日本に入国する時の手続きにおいて、処分理由とされた「日本人実子を偽装する」明白な不正や偽装が無かったことが証明されたはずです。法廷でビデオ上映も許可され、井上さん家族がどんな毎日を送られていて、2001年11月5日からの退去強制手続きがいかに非人道的なものであったかを、裁判官にも見てもらうことができました。その裁判も控訴審となり、2005年3月7日(月)午後3時半、福岡高等裁判所で判決が言い渡されることになりました。

子ども達は、学校に通い、アルバイトをして家計を助け、入管に月に少なくとも一度は通わなければならない、展望が持てない中でもいろいろな事を考えながら、毎日の生活をがんばってきました。お父さんはいつも第一に家族のことを考え、みんなを励ましてこられました。入管への長い収容生活の後遺症に苦しみながらも、仕事を始められました。お母さんたち二人も、朝早くから夜遅くまで働いて、家族を精一杯支えておられます。

私たちはいつも井上さん家族がお互いを心配し、支えあう姿に、家族の絆のあたたかさを感じてきました。どんな状況にあっても、苦難を乗り越えていこうとする人間の強さを感じてきました。そして井上さん家族が集まった時の、笑顔を見たとき、井上さん家族に出会って本当に良かったと思うのです。

どうか、判決前日のこの集会にご参集ください、そして井上さん家族を励ましてください！！

主催

「強制収容」問題を考え、子どもの学びと発達を守る熊本の会
コムスタカ(外国人と共に生きる会)

連絡先 井野幸子(096-248-7258)

